

独立行政法人制度の創設

今回、従来の国の組織とは異なった、二十一世紀型のより良い行政サービスを目指して、

新たに独立行政法人制度を創設し、国の事務・事業のうち

一定のものを国とは独立した法人に行わせます。

ここでは、新しく創設される独立行政法人制度について紹介します。

今回の中央省庁等改革の柱の一つに、独立行政法人制度がありま

す。これは、国が行う政策の企画

立案機能と実施機能を分離し、そ

の実施機能のうち一定のものにつ

いて、独立の法人格を有する「独

立行政法人」を設立して一定の事

務・事業を行わせることにより、

効率性の向上、質の向上及び透明

性の確保を図ることを目的として

導入される制度です「図参照」。

独立行政法人は、自律的・弾力

的な運営を行わせることにする一

方で、厳しい事後評価と見直しを

行い、また様々な事項を積極的に

公表することにしており、これら

の運営原則を共通ルール法である

「独立行政法人通則法」において定めています。

独立行政法人は、これまでの公

的な法人にはみられなかった中期

目標、中期計画による計画的な業

務運営、第三者機関による業績評

価、積極的な情報の公表などの画

期的な仕組みをいくつも導入して

います。

実際に多くの独立行政法人の運

営がスタートするのは平成十三年

四月以降ですが、この独立行政法

人が持つメリットを最大限に発揮

することにより、国民に対して効

率的で良質の行政サービスを提供

することが期待されます。

(中央省庁等改革推進本部事務局)

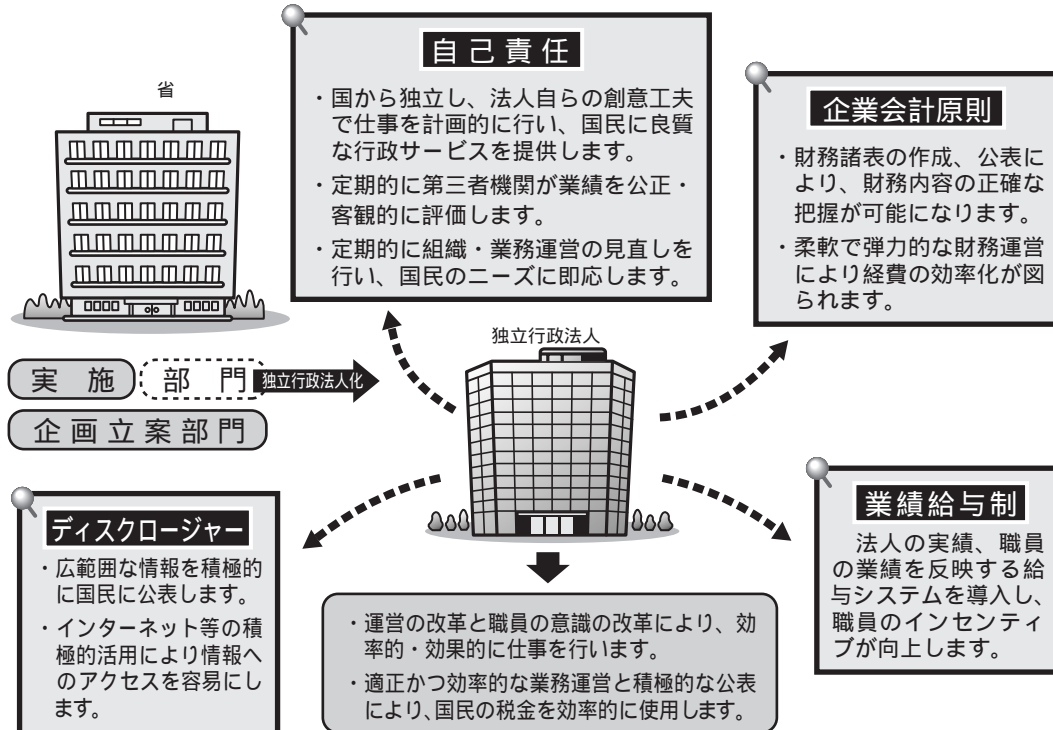
独立行政法人一覧 (設立法が既に定められている60法人)

移行時期	法人名
平成13年4月	内閣府 国立公文書館 総務省 通信総合研究所、消防研究所 財務省 酒類総合研究所 文部科学省 国立特殊教育総合研究所、大学入試センター、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館、国立青年の家、国立少年自然の家、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所、教員研修センター 厚生労働省 国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所 農林水産省 農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校、林木育種センター、さけ・ます資源管理センター、水産大学校、農業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター 経済産業省 経済産業研究所、工業所有権総合情報館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構 国土交通省 土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、北海道開発土木研究所、海技大学校、航海訓練所、海員学校、航空大学校 環境省 国立環境研究所
平成14年4月	【内閣府】 駐留軍等労働者労務管理機構
平成14年度前半まで	【国土交通省】 自動車検査独立行政法人
平成15年4月	【総務省】 統計センター

(注1) このほか、財務省造幣局及び印刷局(病院を含む)については、平成15年度前半に、国立病院・療養所については、平成16年度に独立行政法人に移行。

(注2) 「自動車検査独立行政法人」以外は、各名称の頭に「独立行政法人」を付する。

独立行政法人になるとどう変わるか



Q 独立行政法人制度では、特殊法人で指摘されている問題点などについて、どのような措置が講じられているのですか。

A 独立行政法人は、現在国が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、国とは別の法人格を有する独立行政法人にこれを行わせることにし、自律的、弾力的な運営を行わせることにする一方で、厳しい事後評価と見直しを行い、業務の効率性、質の向上や透明性の確保を図ることをねらいとするものです。

一方、これまで多様な目的や経緯に応じて、いわゆる特殊法人と呼ばれる法人が多数設立されています。これらの特殊法人については、必要性の少ない業務を拡張しているのではないか、経営内容が不透明ではないか、責任体制が不明確なのではないか、運営が非効率で硬直的なのではないか、といった問題点が指摘されています。

そこで、独立行政法人制度については、「独立行政法人通則法」により、事後評価などの制度を共通して適用される運営原則として定めており、特殊法人の問題点を解消することを念頭に講じられています。